

令和5年度
第1回大阪府発達障がい児者支
援体制整備検討部会資料

令和5年9月14日 **14:00～16:00**

大阪府立男女共同参画・青少年センター 大会議室2

目次

- 1. 大阪府における発達障がい児者支援に関する主な取り組み
 - 2. 本日はご議論いただきたいこと
 - 3. 発達支援拠点と児童発達支援センターの連携について（議題2）
 - 4. 初診待機解消事業について
 - 5. 地域支援力向上事業について
 - 6. 家族支援について
 - 7. 第2回発達障がい児者支援体制整備検討部会について
 - 8. その他今後注視すべき事項等について
- （議題3）

大阪府の発達障がい児者支援に関する主な取組

ライフステージに応じた取組

乳幼児期

連携部局
【福祉】【健康医療】【教育】

1 早期気づきと早期発達支援の充実

- 乳幼児健診や保育所等巡回の取組の充実に取り組む市町村を支援
 - ・保健師向け研修
 - ・保育士・幼稚園教諭・保育教諭などの人材育成
 - ・発達障がい理解のための取組を進める。
(他に「新・子育て支援交付金」を活用した支援)

学齢期

連携部局
【教育】【福祉】

3 教育分野における支援の充実 (教育庁)

- ・「市町村リーディングチーム」充実支援事業
- ・障がいのある生徒の高校生活支援事業
- ・高校生活支援カードの実施
- ・高等学校支援教育力充実事業

成人期

連携部局
【福祉】【商工労働】

4 就労支援と就労継続のための生活支援の充実

- ・就労移行等連携調整事業
- ・精神・発達障がい者等職場定着支援事業
- ・大阪障害者職業能力開発校運営事業

2 子どもの時期の支援体制の充実

- 発達障がい児向けに身近な地域で個別療育を確保する市町村の取組を支援
- 大阪府発達支援拠点による障がい児通所支援事業所や学校に対する機関支援を実施
 - ・発達障がい児者地域支援体制整備事業 <障がい児通所支援事業者等育成事業>

ライフステージを通じた取組み

5 地域生活支援と相談支援体制の充実

- 府は広域自治体として、発達障がい児者が身近な地域で生活できるよう市町村の取組を支援
 - ・発達障がい者支援センター事業
 - ・発達障がい児者地域支援体制整備事業 <発達障がい者地域支援力向上事業>

6 医療機関での初診待期間の解消等

- ・発達障がい児者地域支援体制整備事業 <発達障がい医療機関初診待機解消事業>
 - ①登録医療機関を増やすための専門的研修等
 - ②初診待機解消を図るためのアセスメント機能の強化
 - ③拠点医療機関を核とした医療機関連携体制の確保等

7 家族支援の充実

- ・ペアレントサポート事業 : ペアレント・メンター事業 (ペアレント・メンター活動の普及促進) : ペアレント・プログラム等フォローアップ研修事業

8 ライフステージを通じた一貫した支援のための取組

- ・切れ目のない支援を実現していくために必要な情報の引継の実施やその定着、発達障がいに係る地域での相談支援体制の充実

9 発達障がい理解のための取組

- ・世界自閉症啓発デー及び発達障がい啓発週間における講演会やブルーライトアップの実施、発達障がいに対する理解促進の取組

●発達障がい児者支援体制整備検討部会 府域における発達障がい児者の支援体制の整備に向けた検討を行うため部会やこども・成人両ワーキングを運営

発達障がい児者支援の重点的取組

- 大阪府における発達障がい児者支援施策については、第5次大阪府障がい者計画（以下、「障がい者計画」という。）において、最重点施策のひとつである「専門性の高い分野への支援」として位置づけている。
- 障がい者計画と一体的に策定している障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画（以下、「障がい福祉計画等」という。）について、令和6年度から改定する予定。計画策定に係る国の基本指針において、発達障害者支援センターや発達障がい者地域支援マネジャーによる相談支援体制等の充実をはじめ、家族等への支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することや、専門的な医療機関等を確保することが重要と示されている。
- 次期障がい福祉計画等の期間において、さらに発達障がい児者支援施策の充実を図るため、現行障がい福祉計画等における取組の課題とそれを踏まえた重点的に取り組むべき方向性を整理する。

発達障がい児者支援に関する施策

2 子どもの時期の支援体制の充実

- 発達障がい児向けに身近な地域で個別療育を確保する市町村の取組を支援
- 大阪府発達支援拠点による障がい児通所支援事業所や学校に対する機関支援を実施
 - ・ 発達障がい児者地域支援体制整備事業<障がい児通所支援事業者等育成事業>

5 地域生活支援と相談支援体制の充実

- 府は広域自治体として、発達障がい児者が身近な地域で生活できるよう市町村の取組を支援
 - ・ 発達障がい者支援センター事業
 - ・ 発達障がい児者地域支援体制整備事業<発達障がい者地域支援力向上事業>

6 医療機関での初診待機期間の解消等

- ・ 発達障がい児者地域支援体制整備事業
 - <発達障がい医療機関初診待機解消事業>
 - ① 登録医療機関を増やすための専門的研修等
 - ② 初診待機解消を図るためのアセスメント機能の強化
 - ③ 拠点医療機関を核とした医療機関連携体制の確保等

7 家族支援の充実

- ・ パARENTサポート事業
 - ： パARENT・メンター事業（パARENT・メンター活動の普及促進）
 - ： パARENT・プログラム等フォローアップ研修事業

重点的に取り組むべき当面の課題

発達支援拠点の専門性の発揮

R6改正児童福祉法施行による児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備の中においても、専門性や特定の分野に強みを持つ事業所との連携の重要性が求められている。

発達支援拠点と児童発達支援センターの連携

センターの地域支援機能の強化

発達障がいの認知度の向上や社会環境の変化等により、多様化・複雑化した課題が顕在化。一方で地域の支援体制構築と支援ノウハウの蓄積が不十分。

センターに求められる市町村の支援体制構築等への支援（地域支援機能）について、国施策との整合性を確保し、さらなる強化を図ることが必要。

初診待機期間の解消

生き辛さの緩和や二次障がいの予防に向け、早期の適切な診断と適切な支援が重要であるが、専門医の少なさや診療時間の長時間化などから、依然として、待機期間が長期に及び、支援開始が遅延。

医療と関係機関の情報連携により診断の効率化を図ることが必要。

家族支援の充実・強化

改正法(H28)で明記された「家族相互で支え合うための活動」への支援を、拡大・深化させるためには、市町村レベルでの充実・強化が求められる。

市町村が主体的に、家族支援プログラム等の実施者を地域で養成し、継続的に実施する体制を構築することが重要

大阪府の先進的取組み

地域生活支援促進事業に位置付け

（国として促進すべき事業として特別枠に位置付け、割合の補助率を確保し質の高い事業の実施を図る）

本日も議論いただきたいこと

議題 2

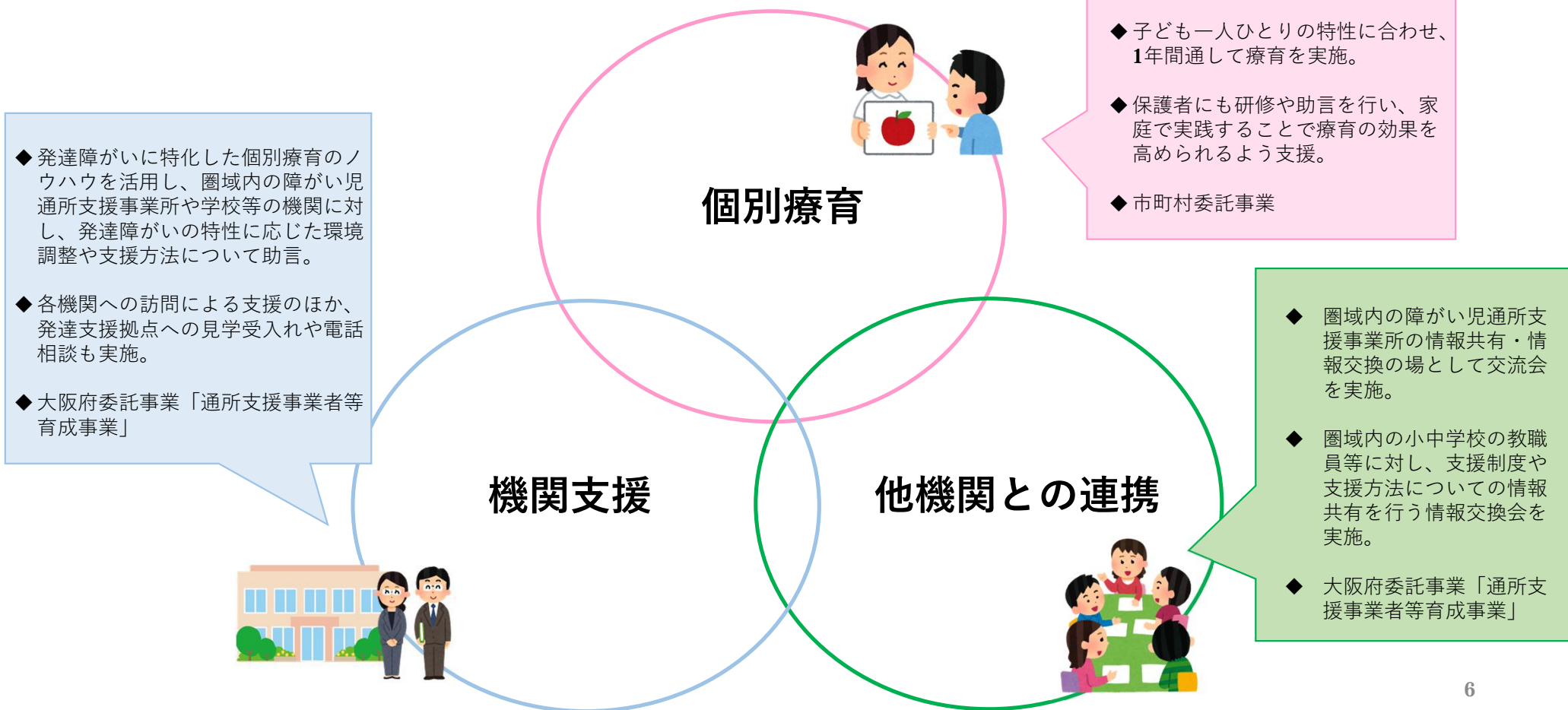
- 改正児童福祉法の施行に先立ち、発達支援拠点と児童発達支援センターの役割及び連携体制について、ご意見をいただきたい。

議題 3

- 令和5年度で事業計画が一旦終了する下記の事業について、各ワーキンググループでの議論も踏まえた今後の方向性に対するご意見をいただきたい。
 - 初診待機解消事業
 - 地域支援力向上事業
 - ペアレント・サポート事業

3. 発達支援拠点と児童発達支援センターの連携について

発達支援拠点の3つの機能



令和6年4月施行 改正児童福祉法の内容（児童発達支援センター関係）

児童発達支援センターの役割・機能の強化（1. ③関係）

<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

<改正案の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
 <「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

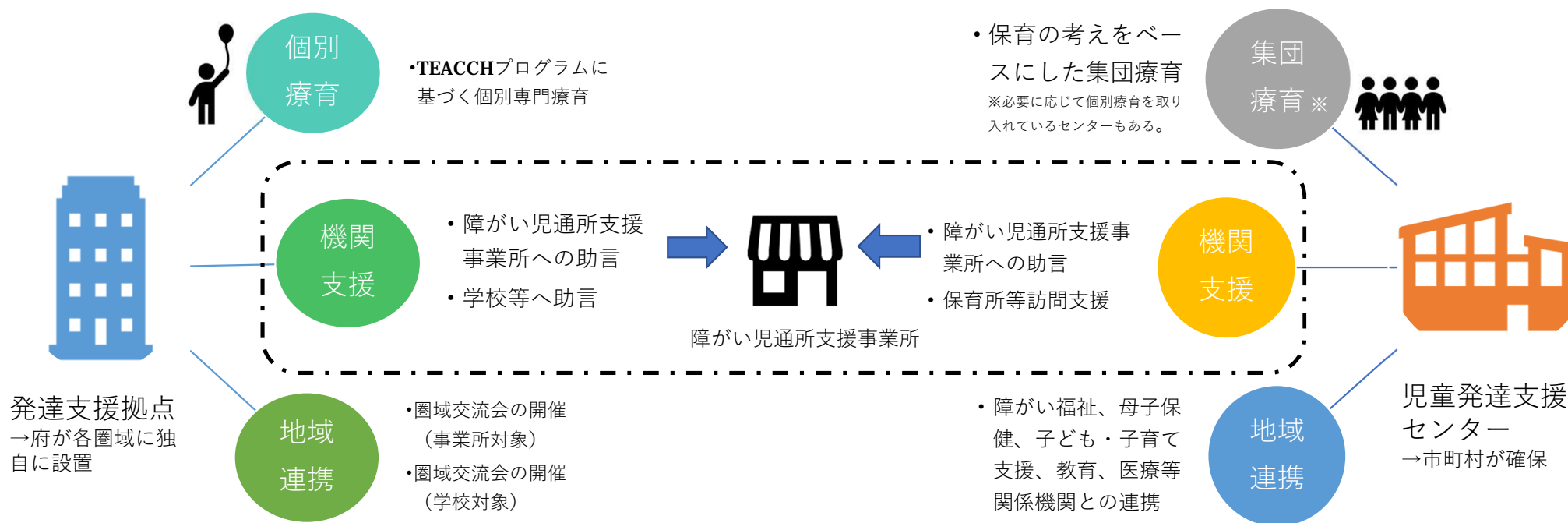
厚生労働省「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要」より

「障害児通所支援に関する検討会報告書」
（令和5年3月28日 障害児通所支援に関する検討会）<抜粋>

- 3. (2) 児童発達支援センターの中核機能について
 - 様々な子どもや家族を支えていくためには、児童発達支援センターで全てを対応するのではなく、障害の特性を踏まえて、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、医療機関等の専門性を有する関係機関や特定の分野に強みを持つ事業所と連携して支援を進めることも重要である。
 - 児童発達支援センターは、スーパーバイズ・コンサルテーションを全てのサービス種別の障害児支援事業を対象として行うことを基本としつつ、その運営状況に応じて児童発達支援センターだけでは十分な支援ができない場合には、市町村は、都道府県とも連携しながらスーパーバイズ等できる人材をコーディネートする等、児童発達支援センターが外部と連携しながら取り組む体制を整備することが重要である。
 - 市町村は、障害特性等を踏まえた特別な支援体制にも留意して、都道府県と連携しながら効果的な支援体制の整備を進める必要がある。

発達支援拠点と児童発達支援センターの業務

- 発達支援拠点は、平成24年度より大阪府委託事業の一環で、障がい児通所支援事業所への機関支援を実施。
- 児童発達支援センターは今般の児童福祉法改正に伴い、中核的役割の一つとして「地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」が明記された。



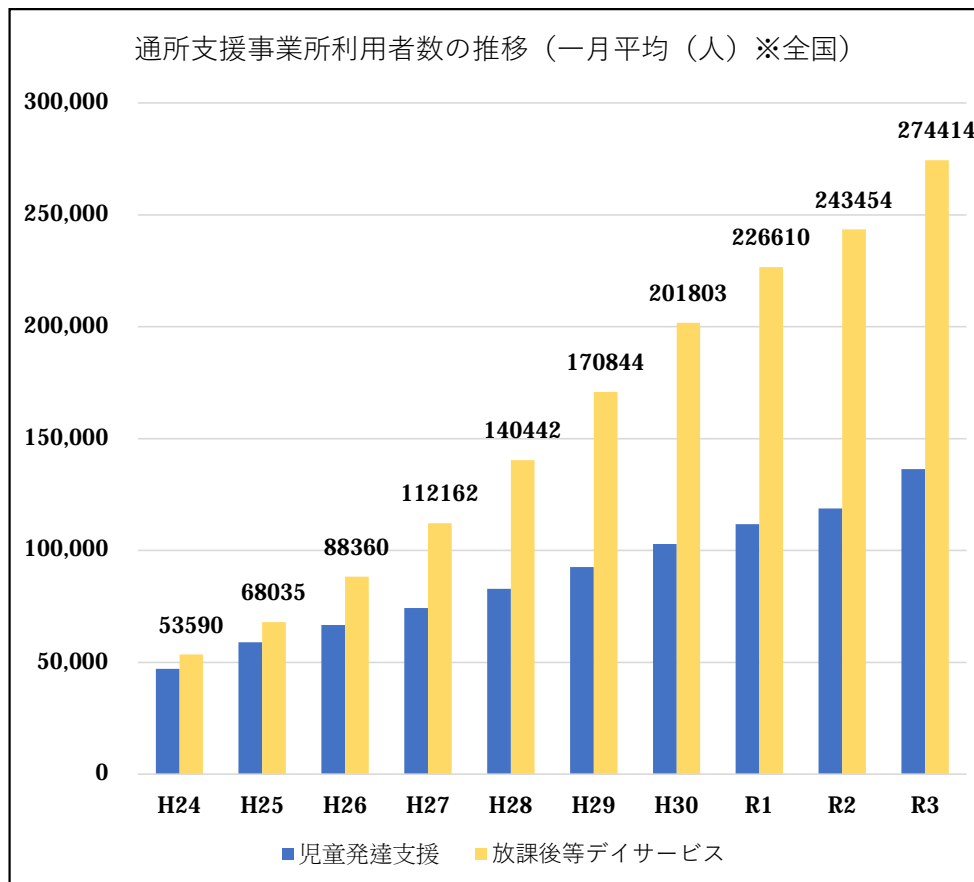
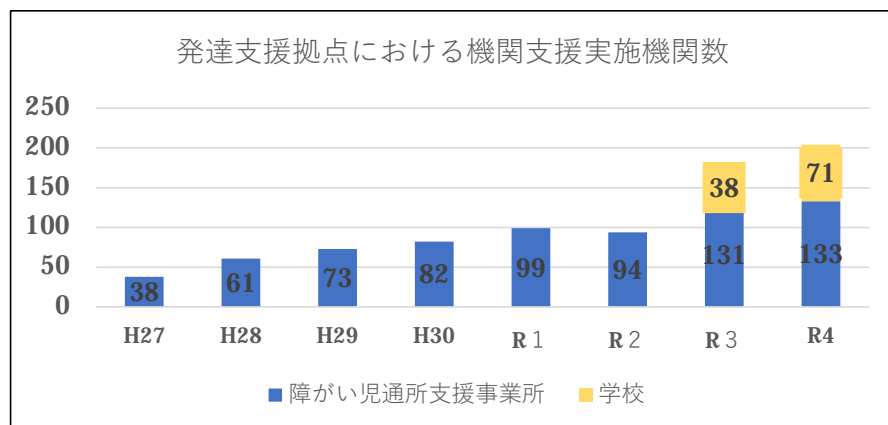
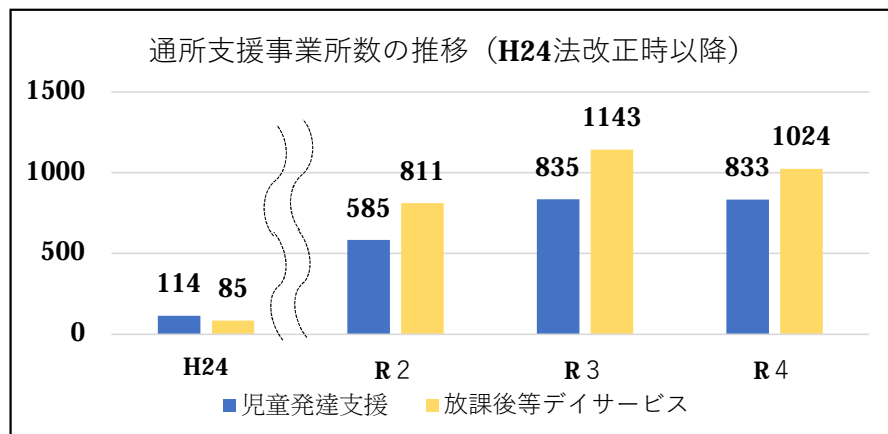
障がい児通所支援事業所への機関支援について、どのように連携していくべきか整理が必要

発達支援拠点と児童発達支援センターの相違点

	発達支援拠点	児童発達支援センター
主な支援対象児	○発達障がいがあり、知的能力が軽度知的障がい～健常域の子どもを主な支援対象としている。	○発達障がいに限らず、 3障がい 全ての子どもを対象とする。 ○発達障がいのある子どもの場合、主に知的障がいのある子どもを支援対象としている。
発達支援の方法	○ TEACCH プログラムに基づく個別専門療育を提供する。	○主に保育の考え方をベースとした集団療育を提供する。（個別対応で PT 、 OT 、 ST その他の発達支援を実施することがある）
家族支援の方法	○発達障がいに特化した研修の実施 ○毎回の通所時に、個別に家庭の状況を聴取、発達障がいの特性及び、特性に基づく子どもとの関わり方を助言	○保護者向けの研修や交流会の実施。 ○懇談や参観の実施。 ○（親子通園の場合）毎回の通所時に障がい特性や子どもとの関わり方を助言
機関支援の状況	○障がい児通所支援事業所等に対し、機関支援を行う。	○子育て支援課や教育委員会と連携し、保育所・学校等への機関支援（主に巡回支援）を行う。

発達支援拠点による機関支援の実績と対象機関数

- H24年以降、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者数及び事業所数は飛躍的に増加
- 発達支援拠点はさまざまな通所支援事業所へ機関支援を実施し、令和3年度からは学校への支援も開始している



児童発達支援センターの現状

※R4年実施市町村アンケートより

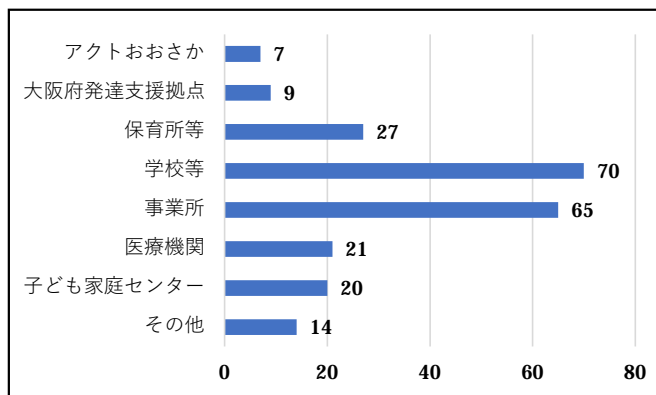
◆調査概要：児童発達支援センターの状況や課題について、府内の政令指定都市を除く41市町村を対象に調査を実施（回答市町村数 38）

(1) 児童発達支援センターの確保状況

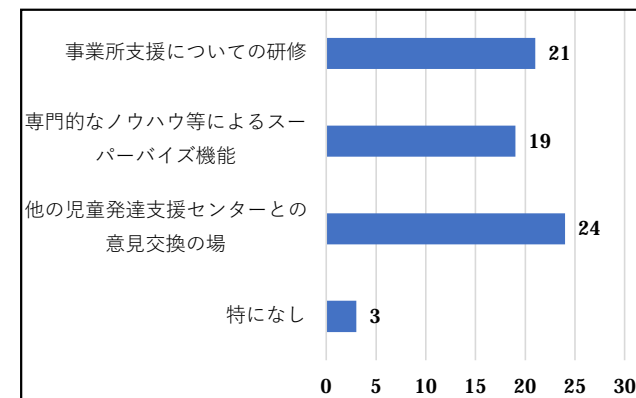
	中核市	一般市	町村	計
確保済	7	23	4	34
確保予定		1		1
未確保			6	6
計	7	24	10	41
確保率	100%	96%	40%	85%

※単独設置せず共同確保している市町も確保済に計上

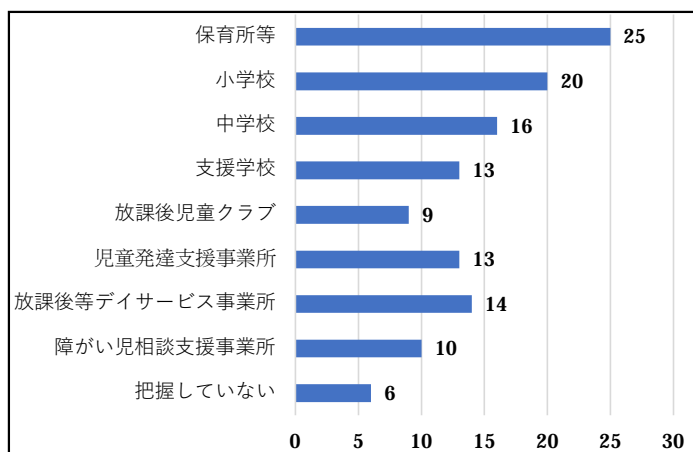
(3) 児童発達支援センターが連携している機関等



(4) 大阪府発達支援拠点に期待する機能



(2) 児童発達支援センターが支援を実施している機関



○児童発達支援センターの確保状況

⇒中核市・一般市については確保済。一部の町村については未確保。

○発達支援拠点への期待

⇒「アクトおおさかや大阪府発達支援拠点と連携している」と答えた市町村は2割程度にとどまる一方、センターを設置・確保してる32市町村において、センターの機能強化に向けて大阪府発達支援拠点の活用を希望する市町村は27市町村（9割）であった。

こどもワーキングで議論いただいた今後の連携体制案（7月27日実施）

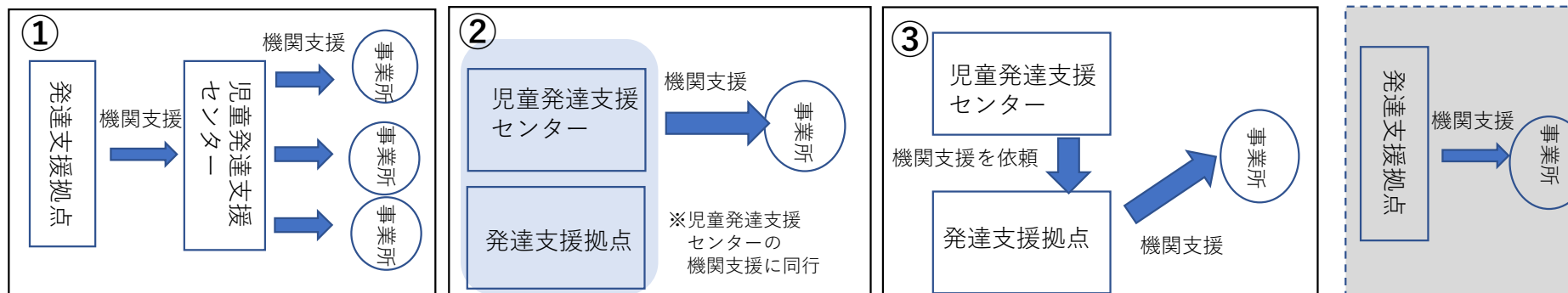
- 障がい児通所支援事業所への機関支援における発達支援拠点及び児童発達支援センターの役割は以下の通りと考えられる。

発達支援拠点	児童発達支援センター
発達障がい児支援の専門性及びノウハウが必要とされる場合に機関支援を実施する。	全ての障がい種別を対象として機関支援を実施する。

- 機関支援における発達支援拠点と児童発達支援センターの連携の手法としては、以下が考えられる。

<機関支援における連携の例>

<現状>



- 発達支援拠点と児童発達支援センターの情報共有や協議の場としてどのようなものが考えられるか。


こどもワーキンググループで出たご意見（7月27日開催）

〈機関支援における発達支援拠点と児童発達支援センターの連携の手法について〉

- ・個別につながりのある事業所だけが機関支援を受けると、決まった事業所ばかりが相談をすることになる。質の担保のためには内容が伴っていない事業所や機関支援について知らない事業所にこそ実施すべき。事業所連絡会などで全体で受けるということもあるのでは。
- ・児童発達支援センターと連携を図る上では市町村との連携が欠かせない。事業所連絡会も市町村やセンターが所管していることも考えると、事務局案の図には市町村が書かれていないが、市町村も含めることが必要。
- ・市と発達支援拠点と児童発達支援センターがいっしょに地域の人材育成を考えていくということが非常に大切になってくる。
- ・市町村の立場としても、図に含めることが必要だろうと思う。市町村の内部や、市町村と児童発達支援センターもしっかりと連携を取ることが重要。
- ・発達支援拠点が事業所へ支援を実施しているところに児童発達支援センターが同行し、ノウハウを学ぶところから始めていくのも良いのではないか。
- ・すべての事業所に発達障がい専門性を行き渡らせようとする、個別の事業所への支援では間に合わない、上から段階的、計画的にするほうが良い。発達支援拠点の研修をメニュー化、コンテンツ化、オンライン化して、各市はそのコンテンツを使いながら、機関支援を活用すれば良いのではないか。


〈発達支援拠点と児童発達支援センターの情報共有や協議の場〉

- ・発達支援拠点のことを知っている職員がとても少ない。役割が浸透していない。市町村職員に対し、「拠点として、このような役割があります」と言ったときに、「それでは、一緒にしていきましょう」という形をすぐに市町村のなかで児童発達支援センターと取ることができるような位置づけがあるととてもやりやすい。
- ・児童発達支援センターは公立、私立、指定管理などがあり、運営形態によっても発達支援拠点への理解に差がある。
- ・児童発達支援センター同士で情報を共有したいという希望があり、Linkでは全市の児童発達支援センターに「センター等交流会」に来ていただいて、顔が見える関係を作ってきている。交流会では障がい児に対する支援の方向性などについて話ができれば良いのではと課題を感じながら、児童発達支援センター同士集まって話をする機会がないので、そのような場で運営状況などを話している。児童発達支援センターと発達支援拠点だけで話をしている、方向性が見いだせないところがあるので、市を含めて、市としてどのようにしていくかということも議論していかなければなかなか難しい。
- ・実際にサービスを使うときは、相談支援専門員が関わることになる。相談支援専門員も地域の事業所の取組を把握することで、もっとスムーズに子どもの特性や状況にあった事業所を見つけることができるのではないか。相談専門員に対しても、情報を伝えていく場が必要ではないか。



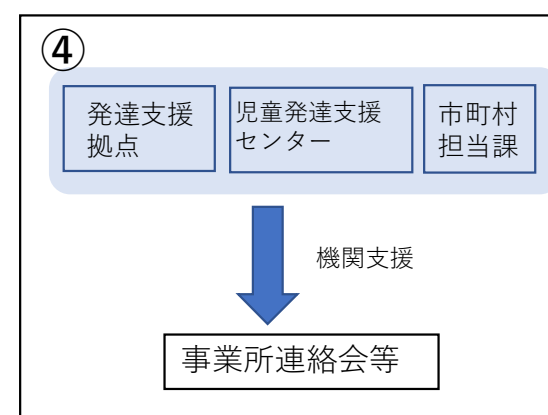
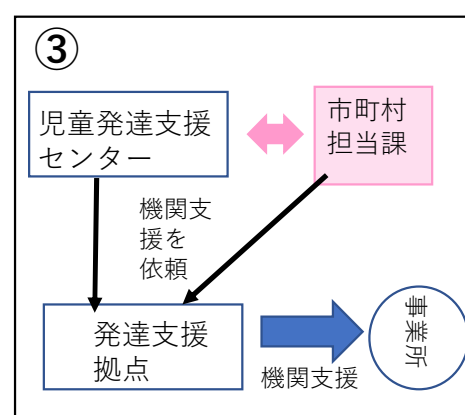
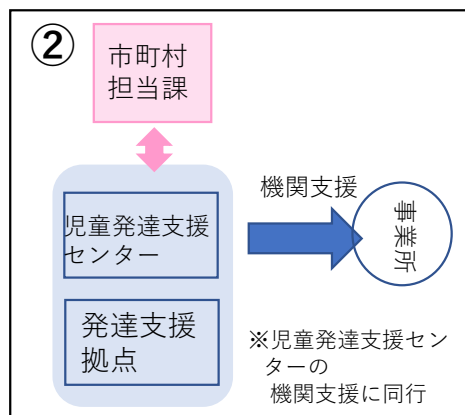
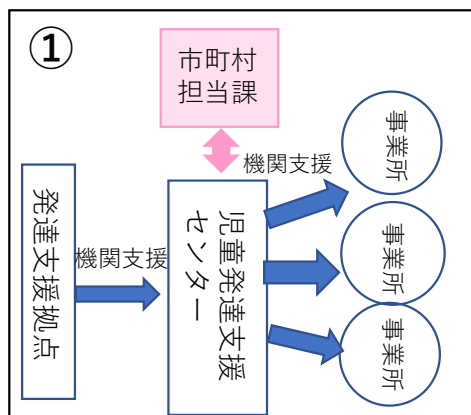
令和6年の改正児童福祉法施行後の発達支援拠点及び児童発達支援センターの役割と、
こどもワーキンググループのご意見を踏まえて、、、

- 児童発達支援センターは全ての障がい種別を対象として、発達支援拠点は、なかでも発達障がい児支援の専門性及びノウハウが必要とされる場合において、機関支援を実施する。
- 国の「障害児通所支援に関する検討会報告書」（令和5年3月28日）においては、市町村は障がい児通所支援の質の向上について、地域の課題を把握・分析しながら、児童発達支援センターを中心として支援体制整備に取り組むこと、障がい特性等を踏まえ児童発達支援センターと他機関が連携しながら取り組む体制を整備することが重要であると提言されている。
- 大阪府の発達障がい児支援においては、発達支援拠点、児童発達支援センター、市町村の三者が連携して地域の体制整備に取り組むことが必要である。
- 機関支援にあたっては、個別の事業所への支援にとどまらず、事業所連絡会等の会議体に対して支援方法についての情報共有を行うなど、障がい児通所支援事業所全体への機関支援を行い、地域全体の事業所の質の向上をめざす必要がある。
- 発達支援拠点に対する市町村及び児童発達支援センターの理解・認知度には地域差が見られ、そのことによって円滑な連携に至っていない場合がある。



発達支援拠点、児童発達支援センター、市町村の三者の連携体制構築を目指し、令和6年度以降の発達支援拠点の役割や、活用方法について周知を強化する。

こどもワーキングのご意見を踏まえた、機関支援における今後の発達支援拠点と児童発達支援センターの連携体制のイメージ



パターン①

- ◆ 児童発達支援センターが各事業所への支援を実施。
- ◆ 発達支援拠点は必要に応じて、児童発達支援センターに対し助言等を行う。児童発達支援センターは助言内容を踏まえ、各事業所への支援を実施。

<市町村担当課の役割>

- 障がい児通所支援の質の向上について、児童発達支援センターとともに地域の課題を把握・分析のうえ、児童発達支援センターにおける発達支援拠点からの支援の必要性とその内容を検討。

パターン②

- ◆ 児童発達支援センターが発達支援拠点の援助を受けながら、事業所への支援を実施。

<市町村担当課の役割>

- 各事業所への機関支援について、児童発達支援センターの取り組み状況及び課題を継続的に把握。
- 発達支援拠点の同行支援の結果を踏まえ、児童発達支援センターとともに、パターン①への移行を検討する。

パターン③

- ◆ 児童発達支援センターや市町村担当課からの依頼に基づき、発達支援拠点が各事業所への支援を実施。

<市町村担当課の役割>

- 各事業所の状況や課題について児童発達支援センターと情報共有。
- 上記を踏まえ、支援の必要な事業所を発達支援拠点につなぐ。また、支援結果について把握・分析し、次の施策につなげる。

パターン④

- ◆ 児童発達支援センターや市町村担当課などと共同して、発達支援拠点が事業所連絡会等の会議体に対して支援方法についての情報共有等の支援を実施。

<市町村担当課・児童発達支援センターの役割>

- 事業所連絡会等での議題やニーズ等について情報共有。
- 支援が必要な場合は発達支援拠点につなぐ。また、支援結果について各事業所へ周知・伝達されるよう工夫する。

令和6年度以降の大阪府の取り組みの方向性

概要

発達支援拠点、児童発達支援センター、市町村の3者の連携体制構築の第一歩として、顔の見える関係づくりを支援する。また、大阪府として各圏域の特徴や課題を把握するため、各機関との意見交換を行う。

方法

現在実施している市町村説明会を活用し、圏域（ブロック）別に関係機関同士の意見交換できる場などを設ける。

参画機関

大阪府、発達支援拠点、市町村関係課、児童発達支援センター、その他関係機関（市町村自立支援協議会の参画機関など）



主な内容

- ◆発達支援拠点の役割や、事業所への機関支援に関する今後の方向性の周知
- ◆発達支援拠点の活用事例や、発達支援拠点と児童発達支援センター及び市町村担当課の連携に関する好事例の発信

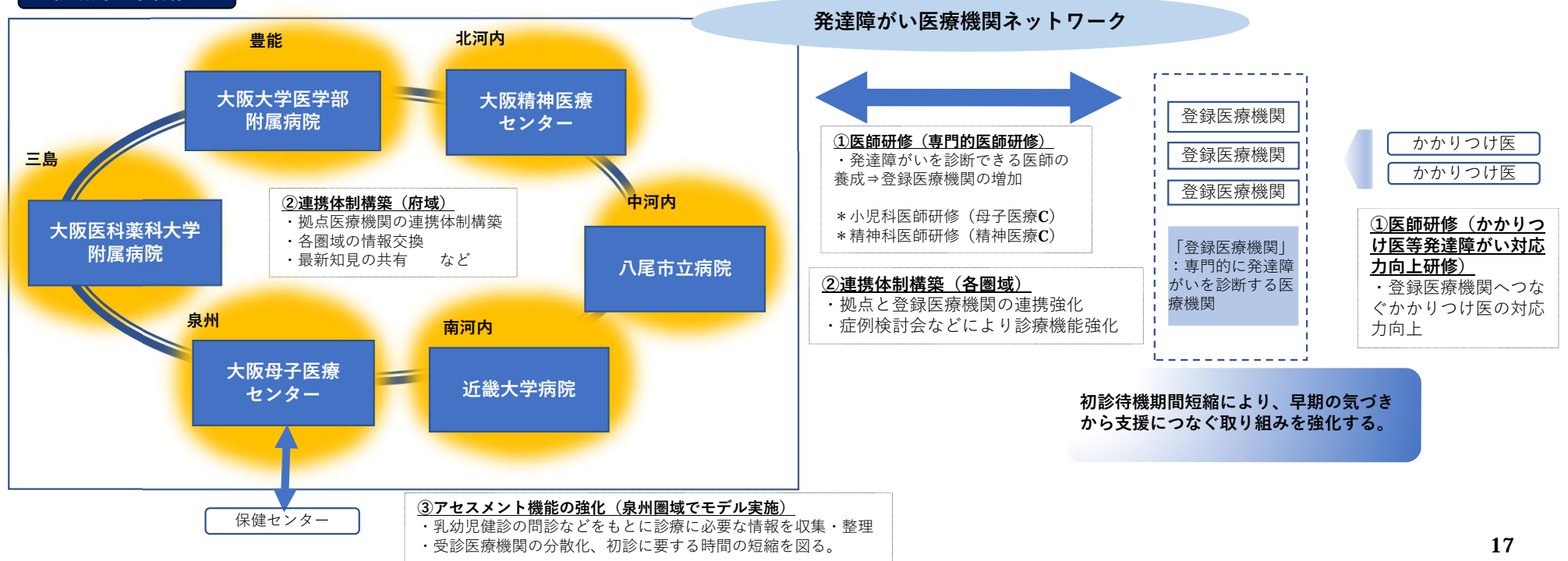
4. 初診待機解消事業について

【現在の事業概要】

発達障がいについて、初診待機期間の短縮により迅速かつ円滑な診断を行えるよう医療体制の充実を図る。

- ①医師研修：発達障がいを診断できる医師の養成、登録医療機関へつなぐかかりつけ医の育成
- ②連携体制構築：府域（拠点医療機関間）、圏域（拠点と登録医療機関）の連携体制を構築し、診療機能を強化
- ③アセスメント機能の強化：市町村との連携により診療に必要な情報を収集・整理し、分散化と初診に要する時間の短縮を図る

拠点医療機関



① 医師研修

	小児科・精神科医師への研修(専門的医師研修)	かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修
目的	○発達障がいの確定診断が可能な医療機関の拡充を図るため、小児科医、精神科医を対象とした養成研修を実施。	○発達障がいの確定診断が可能な医療機関へ、速やかにつなげるため、日頃受診する診療所の主治医等に対して、研修を実施。
対象	今後、発達障がいの確定診断を行う意向のある医師(小児科医、精神科医等)	地域のかかりつけ医(内科医等)
内容	○ 発達障がい(自閉スペクトラム症、ADHD、LD等)に係る診断技術の向上、発達検査、知能検査等心理検査、教育との連携、個別療育の意義、就労など多岐にわたる講義 ○ 医療現場における臨床研修	○ かかりつけ医に対し国の研修内容に基づき、発達障がいに関する知識等の習得に関する研修(講義のみ)
委託先	大阪精神医療センター、大阪母子医療センター	大阪府医師会

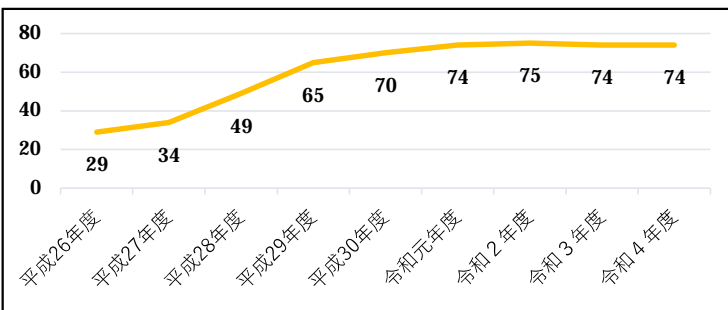
専門的医師養成研修受講者(小児科・精神科医師)

小児科医(H25~R4) **118** 精神科医(H27~R4) **48**

発達障がい医療機関ネットワーク登録医療機関の推移

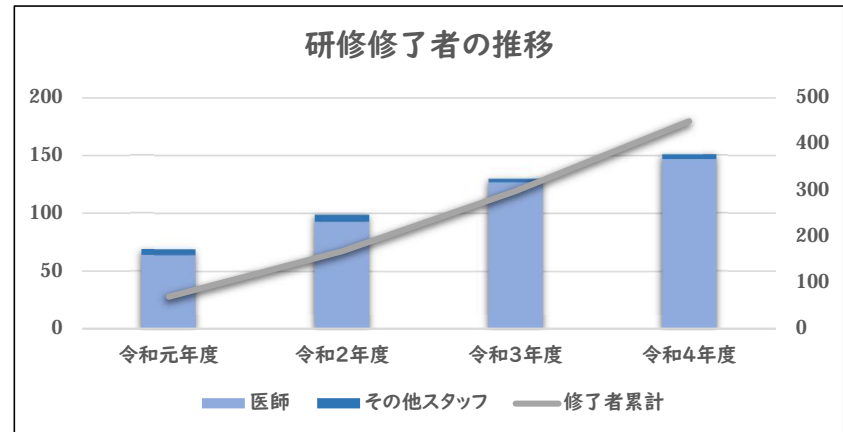
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	29	34	49	65	70	74	75	74	74
うち小児科	19	20	23	25	27	28	29	28	30

※R4年度の74医療機関のうち成人を診察可とするのは43医療機関



専門的医師養成研修の修了者累計は**166名**であるが、登録医療機関数は令和元年度以降、**75**機関程度と、伸び悩んでいる。

かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修



かかりつけ医研修については、コロナ禍にも関わらず、年々受講者数は増加しており、一般診療科においても、発達障がいへの関心の高まりがうかがえる。

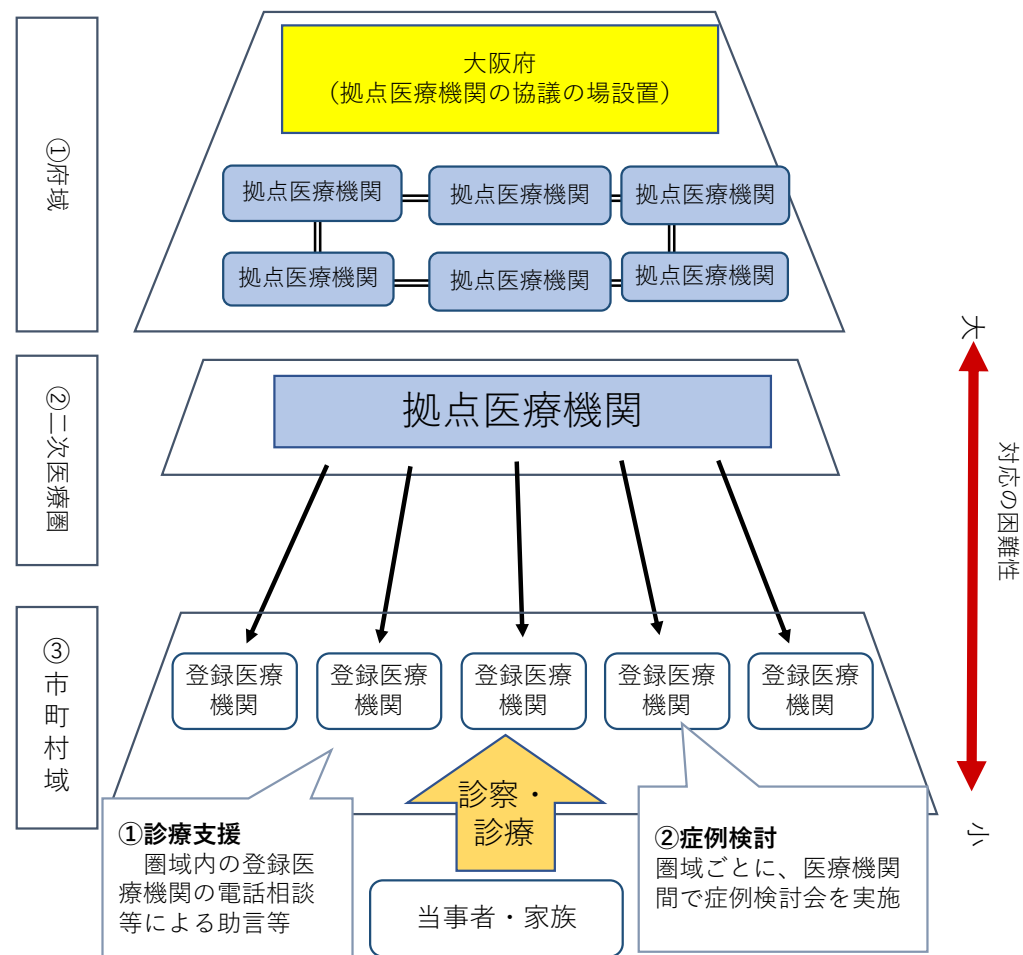
②拠点医療機関と登録医療機関の連携体制構築

【事業概要】

- ①府域での取組
拠点医療機関間の協議の場を設置し、初診待機期間の短縮に向けた好事例等の共有と意見交換を実施する。
- ②各圏域での取組
 - ・拠点医療機関が主催して登録医療機関との間で症例検討会を実施する。
 - ・拠点医療機関が登録医療機関からの困難事例の相談に応じる等、診療支援を実施する。

【現状と課題（拠点医療機関へのヒアリングより）】

- 症例検討会を実施することで、地域の医師と直接接して生の声を知り、つながることができる、患者の紹介等もしやすい
- 就労・就学している人であれば、地域のクリニックの方が通院しやすいため、就労・就学は逆紹介のタイミングの一つである。
- 患者を地域のクリニックに返していかないと、診療枠の空きは出ないが、地域のクリニックで発達障がいの患者を受け入れると診断・処方以外の相談対応によって診療枠が圧迫される傾向にあるため、ネットワークの登録や逆紹介の受入につながりにくい。



③拠点医療機関のアセスメント機能強化

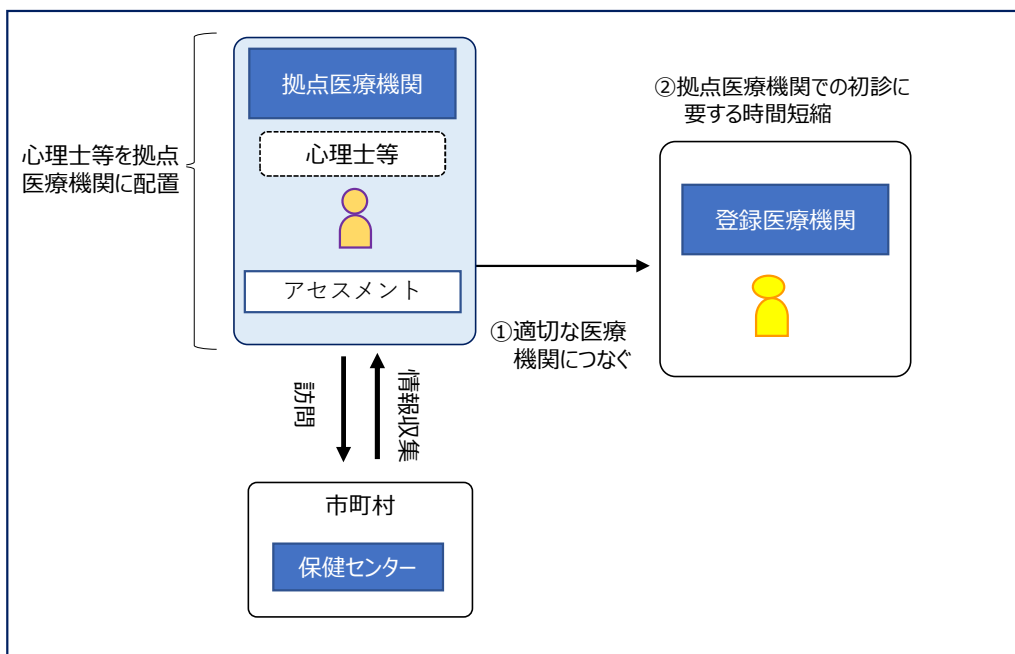
【概要】

拠点医療機関に心理士等を配置し、圏域内の市町村保健センターから提出される発達障がい疑われる子どもの問診票の内容に基づき、診療に必要な情報を整理し、①医師と相談のうえ、受診可能な医療機関を紹介する。また、②拠点医療機関での初診に要する時間の短縮を図る。

【目的】

拠点医療機関への受診集中を回避し、負担の軽減を図り、初診待機期間の短縮を図る。

【委託先】 大阪母子医療センター

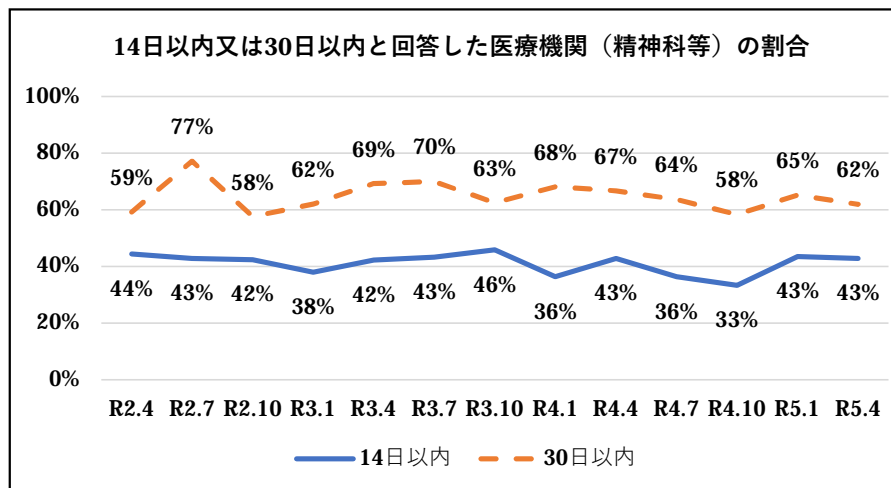
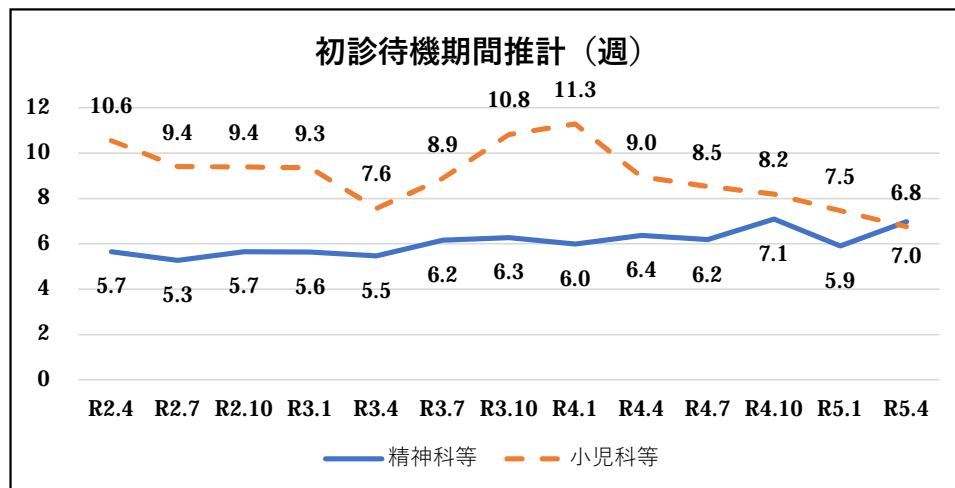


《事業の成果》

- ・ 受診統計の実施により患者のニーズなどが把握できた。
- ・ 保健師が事前にアセスメントの一部を担うことで初診時の診療時間が**2時間**から**1時間**へ短縮。
- ・ 診察の結果と方針を医師が保健師へフィードバックすることで、医療が必要な部分以外の支援は保健師が担えるようになり、再診しなくてよいケースも生まれた。

医療機関ネットワーク登録医療機関等における初診待ちの状況

	R2.4	R2.7	R2.10	R3.1	R3.4	R3.7	R3.10	R4.1	R4.4	R4.7	R4.10	R5.1	R5.4
初診待機推計(週)	7.7	6.8	7.1	7.2	6.4	7.2	8.0	8.0	7.4	7.2	7.6	6.6	6.9
(うち精神科等)	5.7	5.3	5.7	5.6	5.5	6.2	6.3	6.0	6.4	6.2	7.1	5.9	7.0
(うち小児科等)	10.6	9.4	9.4	9.3	7.6	8.9	10.8	11.3	9.0	8.5	8.2	7.5	6.8
14日以内医療機関 (精神科等)	44%	43%	42%	38%	42%	43%	46%	36%	43%	36%	33%	43%	43%
30日以内医療機関 (精神科等)	59%	77%	58%	62%	69%	70%	63%	68%	67%	64%	58%	65%	62%



※拠点医療機関のみの場合、令和5年4月時点で平均14.1週、中央値は17.1週の待機がある。

これまでの取組みの成果と課題

中長期的な成果

登録医療機関の増加

- 身近な地域で受診できる環境の整備

医療機関同士のネットワーク構築

- 困難ケースへの対応や医療機関同士のつながりの基盤整備

初診待機期間の減少

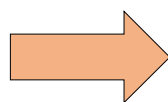
現在の課題

登録医療機関数の伸び悩み

- 養成研修の実施のみでは登録医療機関の増加につながらなくなってきた

初診待機期間の減少が近年緩やか

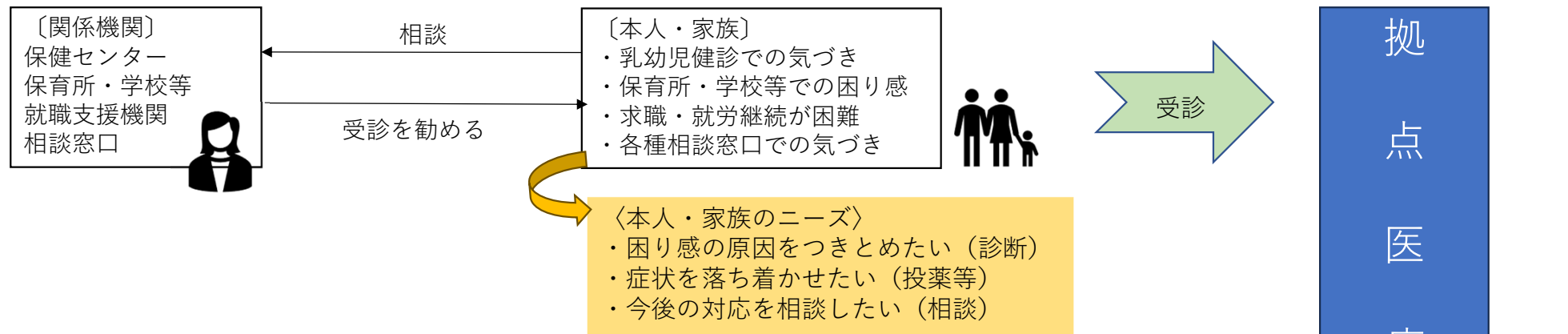
- 近年は7週前後でほぼ横ばいで推移している



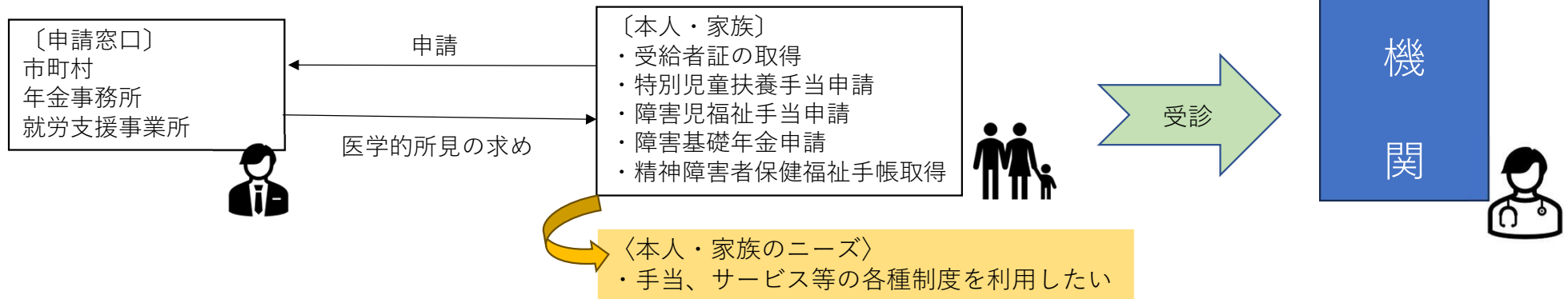
早期診断の実現により、早期に適切な支援（療育サービスの利用や自立支援等）を行うためには、新たなアプローチの検討が必要

アプローチ1 拠点医療機関に集中する患者の分散化

◆受診のきっかけ① 困り感や気づきからの受診



◆受診のきっかけ② 制度利用のための受診



ワーキンググループ及び拠点医療機関懇話会等での意見

○こども・成人ワーキンググループでの意見

どのようなケースの方を医療機関へつなげばよいかわからない

対応してくれる医療機関を見つけるのが難しい場合がある

受診すれば困りごとが解決するわけではないが、事前にその説明ができていないケースがある

○拠点医療機関の意見

重篤になる前に拠点医療機関を受診してほしかったというケースもある

特定の薬の処方求めて一定数の患者が拠点医療機関に来る。地域の医療機関で対応できるとよい。

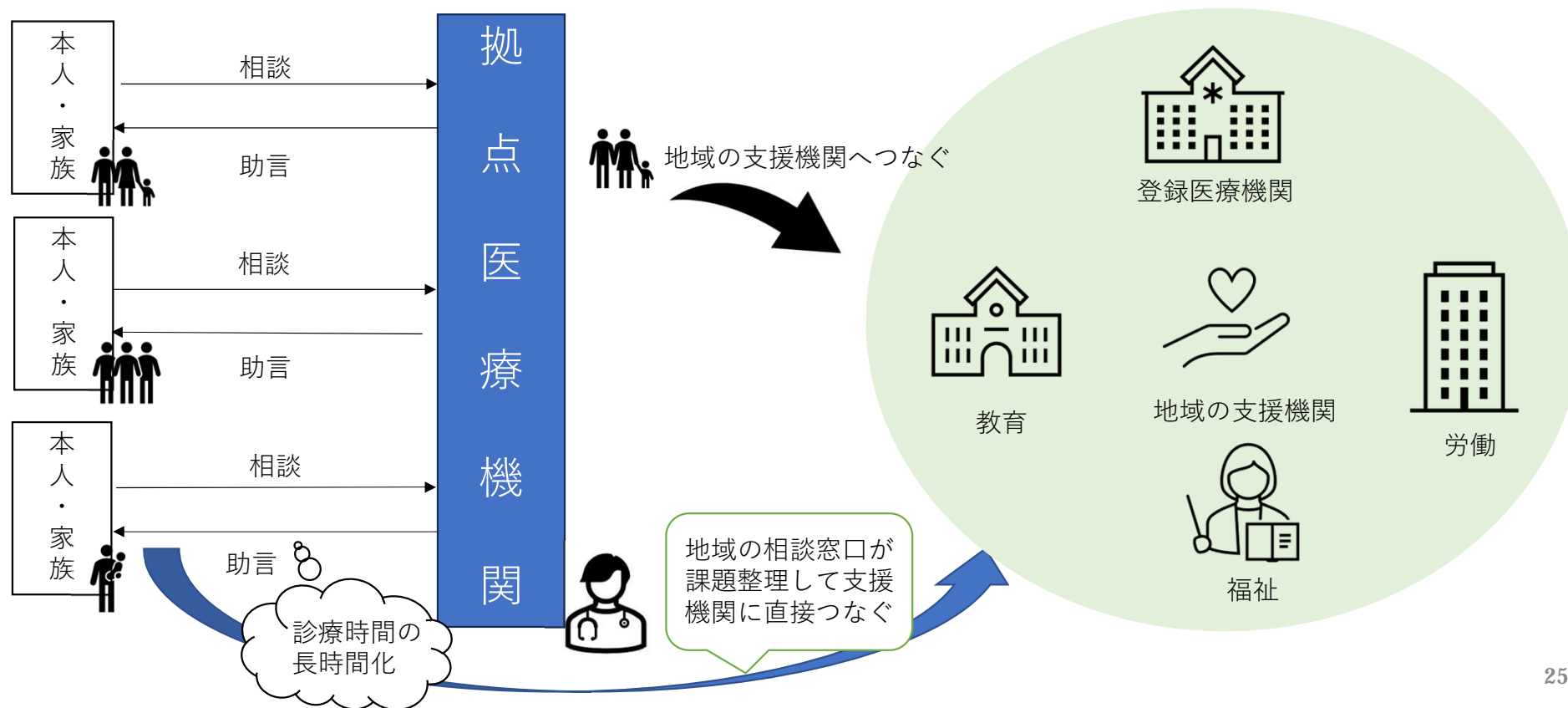
地域の医療機関で対応するにしても、時間と手間がかかる割に診療報酬が見合わない



- ◆医療機関同士の役割分担が必要
- ◆医療機関を紹介する支援者へ地域の登録医療機関を周知する必要性
- ◆ニーズによっては医療機関以外の支援機関へつなぐ必要性

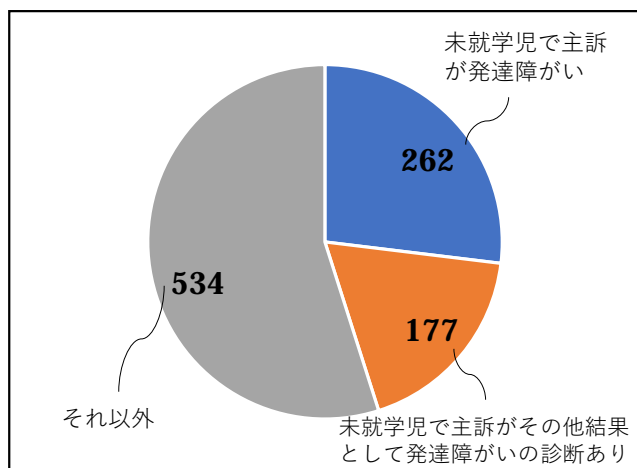
アプローチ2 当事者（患者）の悩みを地域の支援機関で受け止める枠組みづくり

- 当事者（患者）の受診ニーズが投薬などの医療行為ではなく相談である傾向が多い
- 相談対応により診療時間が長期間化し、診療枠が埋まるとともに、対応できる医療機関が増えていかない
- 医師が支援機関の情報をすべて把握しているものではないため、ニーズに合わせた支援機関へのつながりが課題

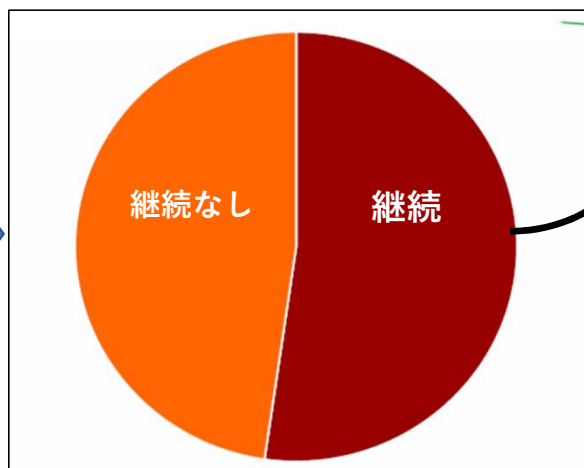


(参考) 受診時の患者の状況とニーズ～母子医療センターの統計から～

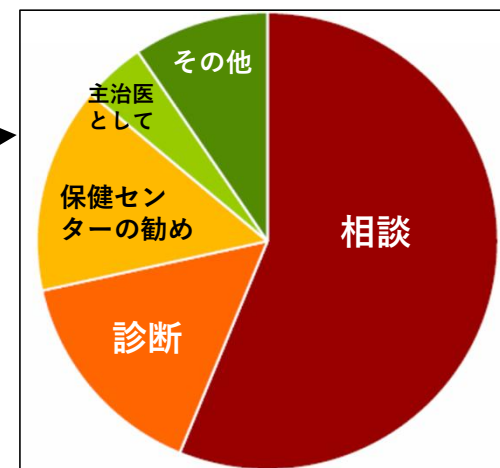
◆初診受診者数973人の受診理由



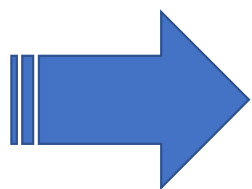
◆未就学児で初診受診者のうち診療継続となる割合



◆診療継続の理由



◆統計結果の分析



- 初診受診時の主訴が発達障がい以外にかかるものでも、結果的に発達障がいであったケースが一定数みられた。
- 初診受診者の半数近くが継続診療となり、そのうち半数近くの診療ニーズが医師への「相談」であった。
- 医療機関の紹介元は自治体によって保健センターが大半となっているエリアと、ばらつきがあるエリアとさまざまであった。

※母子医療センターの2020年～2021年の未就学児発達障がい専門外来の受診歴より集計

ワーキンググループ及び拠点医療機関懇話会等での意見

○子ども・成人ワーキンググループでの意見

市から医療機関へ情報提供をした際にリターンがあれば、保護者にどんなふうにフォローしたら良いかがわかるので、医療側からケースごとの評価や指標をいただけるとよい。

「相談は福祉等の分野で担うべき」には同意するが、大事なのはその人が何に困っていてどこに生きづらさを感じているか。その困りごとによって相談の窓口が変わるので、ニーズベースで連携することが大前提。

どこに困っていて何がニーズなのか最初に相談を受けたところが丁寧に聞き、関係機関で情報共有できれば本人にも負担が少ない。

医療機関の対応にも濃淡がある。相談窓口はどこで発達検査を受けられるのか等の医療情報を蓄積する必要がある。

困りごとがあった時にまず医療機関に行かれる方が多いが、困りごとによって相談先が変わる。あくまで相談先の一つが医療機関。

発達障がいではと思った時に医療で治ると思っている方が今なお多い。発達障がいかがどうかかわるだけで、その先どうするのかのは医療機関の仕事ではない。どの窓口にいても多職種連携ができるということが大事。

連携機関を増やしていくため、ケースのコミュニケーションを増やしていくことが必要で、その時、それぞれの窓口独自の言語ではなく共通言語が不可欠。共通言語を持った人が多職種連携していくことが必要。

○拠点医療機関の意見

医療機関とは別のところで、保護者へのアドバイスができるネットワークの形成が重要。

重篤化してしまってからだと通所サービスの利用などを断られるケースがあり、地域へ返せない。

拠点医療機関と市町村保健センター間で情報連携や役割分担が整理されていれば、スムーズに診断し、その後の地域での早期支援に繋げる取組みを行っているケースもある。



発達障がいは投薬などの医療処置がケアの中心にあるものではなく、家庭や保育所、学校、職場で特性に応じた適切な対応を行うことが重要→地域の関係機関が役割を明確にし、連携して支援に取り組むことが必要

令和6年度以降の大阪府の取り組みの方向性

1. 養成研修及びかかりつけ医研修の継続実施

- 専門的医師研修の継続実施により発達障がいの診断が可能な医師を養成する
- かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修の継続実施により各診療科における特性理解を促進する



2. 市町村説明会（仮・再掲）の活用

- 市町村、児童発達支援センター、発達支援拠点、その他関係機関を集めて府の発達障がい児者支援のための取組みを周知するとともに、地域のニーズに合わせて関係機関との意見交換等を行う。
- 初診待機解消に向けた取組みに関しては、下記のようなアプローチを実施
 - ①登録医療機関の周知
 - ②拠点医療機関が対処すべきケースや受診が必要なケースの紹介
 - ③地域ごとの相談窓口・支援機関の洗い出し
 - ④医療と他機関との連携方法について意見交換 等



3. 発達障がい診断前アセスメント力強化事業（仮）の実施

※予算協議未（国庫補助の活用を想定）

- 拠点医療機関のSW等を地域の関係機関へ派遣し、診断時に必要な情報の収集及び整理等の手法やポイントをレクチャーする。
- さらに、先行事例の共有などを行うことで診断時の関係機関との情報連携を促し、診療時間の短縮を図るとともに、医療と他機関との相互理解につなげる。

5. 地域支援力向上事業について

発達障がい者地域支援力向上事業の内容

発達障がい者支援センター(アクトおおさか)に配置する発達障がい者地域支援マネージャー(国の発達障害者地域支援マネージャー研修会受講者)を市町村に派遣し、R3～R5の間、以下の業務を実施。

①市町村への直接支援(包括的な支援体制づくりへの助言)

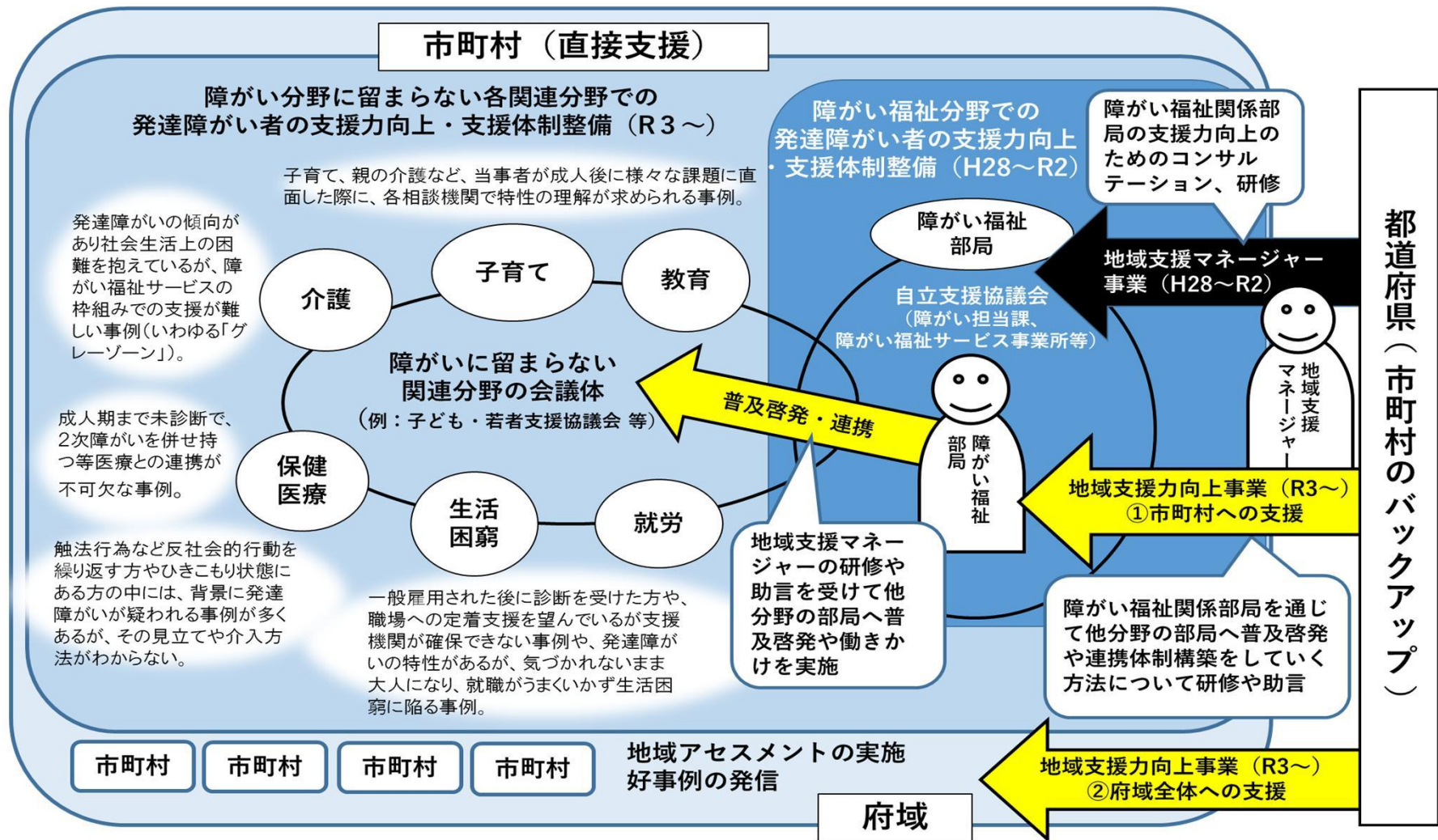
- 地域支援マネージャーが、市町村(自立支援協議会など)の会議と協働し、課題の整理や、事例検討を通じた支援体制についてのコンサルテーションを実施。
- 課題に即したオーダーメイド型研修を実施。発達障がい支援の核となる人材を育成する。
- 育成した人材を中心に、多分野での連携体制を構築し、早期気づきから支援につながるよう、助言を行う。

②府域全体への支援(好事例の発信)

- 府内の市町村の現状(地域の強みや課題、ニーズ等)について調査・分析を行い、その中で得られた好事例を発信。
- 社会資源が限られており、全てを自前で賄うことが難しい市町村に対して、近隣市町村の資源や府域の資源も活用した支援体制づくりについてのコンサルテーションを行う。



発達障がい者地域支援力向上事業のイメージ



(参考) 国の定める発達障害者地域支援マネジャーの役割

発達障害者地域支援マネジャー（H26年度創設）

発達障害者支援センター等に配置し、各自治体、事業所、医療機関などにかがいを、アセスメントや支援ツールの導入や各関係機関の連携や困難ケースへの対応等を実施。

厚生労働省の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚労省告示203号）」において、発達障がい者地域支援マネジャーの適切な配置を進めることが都道府県の役割として位置付けられた。

発達障害者支援体制整備事業（地域生活支援促進事業）

発達障害者地域支援マネジャーを配置して、市町村、事業所、医療機関等が発達障害児者の特性に沿った対応ができるよう、連絡、調整、助言等を総合的に行わせることにより、地域支援機能の強化を図る等。

〈マネジャーの業務〉

市町村等支援	アセスメントツールの導入や個別支援ファイルの活用・普及その他市町村等の支援体制の整備に必要な助言等を行う。
事業所等支援	事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように助言等を行う。
医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none">・ 医療機関と緊密な連携を図り、発達障害の専門的な診断が行える医療機関の情報、行動障害等に係る入院治療が行える医療機関の情報、その他身近な地域での発達障害に関する適切な医療が提供できる医療機関の情報を収集・集約するとともに、必要に応じて関係機関に情報共有・ 医療機関に対して、地域の福祉、教育、労働等の支援に関する情報を提供・ 発達障害児者に対して適切な医療が提要できる医療機関の開拓

(参考) 大阪府で地域支援マネジャーが実施している取組み例

ニーズに応じた様々な取組み例 (補足資料)

ニーズ・目的	実施内容
障がい特性の理解を深め、支援者同士が共通言語を持つ	発達障がいの基礎講座 ：発達障がいの特性、特性に合わせた支援方法、発達障がいのある方の権利擁護等についての講義 疑似体験 ：発達障がいのある方の見え方や感じ方等について疑似体験するためのプログラム
見えない障がい特性に気づき、個別に合わせた支援方法を考える	気づきのためのワーク ：架空事例等を通して、発達障がいの特性への気づきを深めるためのグループワーク 行動の背景を知るワーク ：架空事例等を通して、冰山モデルで言動の背景をアセスメントする練習をグループワークで行う 事例検討会
自分たちの地域の現状や課題を知る	地域診断ツール (Q-SACCS) を活用した地域アセスメントの実施 (現状の把握や課題整理など)
家族支援の充実	ペアレント・メンターのお話 (ペアレント・メンター事業との連動)

(参考) 地域診断ツール Q-SACCS

「発達障害のある子どもと家族を支援するための地域支援体制づくり
—Q-SACCSを使った『地域診断』マニュアル—」より

Q-SACCS (Quick Structural Assessment of Community Care System for neurodevelopmental disorders; 発達障害の地域支援システムの簡易構造評価)

Q-SACCSを用いることによって、基礎自治体（市区町村）の行政担当者が施策を検討する際に、自治体ですでに達成できていることや課題が残っていることを確認することができます。それだけでなく、都道府県・政令指定都市の発達障害者支援センターの職員、発達障害者地域支援マネージャー、特別支援教育コーディネーターなどが担当する地域の支援体制を概観するために役立てることもできます。また、発達障害の支援に関わる支援者が、自分の働く地域の支援体制を把握し、連携すべき他職種を確認するために用いることもできます。

■Q-SACCS(青:事業化できている、赤:明確化が課題、緑:機能強化が課題)

<市町村名> <人口: 人> <年間出生: 人>	0~3歳	継続的 インターフェイス (引き継ぎ) 5W1H	4~6歳	継続的 インターフェイス (引き継ぎ) 5W1H	7~15歳
レベルⅠ (毎日) 日常生活水準					
共時的 インターフェイス (情報共有、紹介等) 5W1H					
レベルⅡ (定期的) 専門療育的支援					
共時的 インターフェイス (情報共有、紹介等) 5W1H					
レベルⅢ 医療的支援	病院 <内・外>	・・・継続・・・	病院 <内・外>	・・・継続・・・	病院 <内・外>

*事業の全てを自治体職員で実施○、一部の機能を外部に委託△、全てを外部に委託□、を記入下さい。

Q-SACCSによる支援体制の点検

1) 白い枠・黄色い枠に記入した取り組み・事業・機関の位置づけを整理するために記号を記入します

- : 事業の全てを自治体職員で実施 (公設公営)
- △ : 一部の機能を外部に委託して実施 (公設民営)
- : 全てを外部に委託して実施 (民営)

2) 自治体の発達支援システムの強みと課題を整理するために色分けします

青:事業化できている : 質を担保しつつ、均てん化されている=強み

赤:明確化が課題 : 手続きが不明確(個人に依存している)

緑:機能強化が課題 : 質の向上・マンパワーの補足

発達障がい者地域支援力向上事業 活用の流れ

① 市町村の発達障がい児者支援担当課（障がい福祉、子育て部局等）を対象とした説明会にて、事業説明を実施。

② 3月～4月の間に、市町村の発達障がい児者支援担当（障がい福祉、子育て部局）を対象に、活用意向調査を実施。

③ お申し込みをいただいた市町村には、大阪府から連絡のうえ、アクトおおさかとともに事業説明や、活用内容のご相談。（5～6月ごろ）

④ 貴市町村における事業開始（6月ごろ～）

これまでの取組みの成果と課題

中長期的な成果

市町村の主体的な取組みを柔軟に支援

- 地域の実情や市町村のニーズに寄り添って専門的な立場から取組みを後押しできた

気づきの獲得と共有

- 第3者の立場で自立支援協議会や関係機関へ助言ができるため、連携体制の構築等に向けて何をすべきかがより明確になった
- 関係機関が協働することで、その自治体の強みや弱み、

人材育成と他領域の連携促進

- 事業を通して地域の支援者の人材育成他領域における連携の促進につながっている

好事例の発信による波及効果の獲得

- 事業を活用した市町村のみでなく、好事例を他市町村へ紹介する事で近隣市への一定の波及効果が得られた

現在の課題

事業効果を得られる市町村が限定的

- 支援できる市町村数が限られており、府域全体の支援力の底上げに時間を要する
- 市町村のモチベーションや取り組むための土壌に地域差がある。
- 本事業が広く周知されていない

引き続き市町村が取組みを継続していくには課題も残る

- 他分野連携や人材育成はハードルが高く、体制整備に時間がかかる
- 複数年度にわたって継続したフォローアップが必要な市町村もある

ライフステージを通じた課題整理や体制整備が課題

- こどもの課題から取り掛かり、途切れない支援体制整備をめざす市町村は多いが、こどもから成人の間で支援が途切れており、つなぎの部分が課題の市町村は多い
- 成人への支援になるとより広域な連携や、多職種との連携が必要

成人ワーキンググループで出たご意見（8月30日開催）

市町村が特に取り組むべき成人の地域課題や整備・強化すべき体制について

〈相談対応について〉

- ・手帳を所持しておらず、福祉サービスの対象ではない成人の発達障がい者からの相談をどこが受けるのか。最初に相談を受けたところが問題を整理して次につなげることが必要。
- ・発達障がいという限定的な切り口ではなく、地域の困りごとを解決するという切り口でないとな問題が解決していかないのでは。
- ・発達障がいに関する課題は、広く地域に定着し複雑化しており、障害種別や行政区分の相談体制では、解決しなくなっている。地域としてトータルの解決していく視点にシフトしていくべき。

〈啓発・理解促進について〉

薄くは発達障がいについて知られてきているが、社会として発達障がいへの理解が十分でなく、一般向けの啓発がまだまだ必要ではないか。

〈連携体制について〉

- ・つなぎの支援が不可欠であることを、保護者や市町村等の関係機関が共有することが重要。
- ・徐々に重度の方の就労が進んできているが、就労支援機関と市町村との情報連携を進めていくことが重要。
- ・連携というのは簡単だが、国の機関、府の機関、市町村の機関が相互の役割・機能の共通理解が不十分で、うまく結びついていないのではないか。

令和6年度以降の大阪府の取り組みの方向性

市町村の状況把握とフィードバック

- 市町村アンケートを活用し、事業活用にあたってのハードル、社会資源の地域差、支援体制整備への課題等を調査し、把握するとともに、市町村へフィードバックすることで府域全体の状況を共有する。

市町村説明会（仮・再掲）の活用

- 市町村職員や関係機関を集めて地域支援力向上事業を紹介。事業活用事例の紹介により具体的なイメージを共有し、積極的な事業活用を依頼する。
- また、市町村で取り組むべき課題等を共有することで、ライフステージを通じた支援力の向上をめざす。

段階的な支援プログラムの創設

- 市町村のニーズに合わせた柔軟なコンサルテーションを行いつつ、市町村の状況や希望に応じて段階的かつ継続的な支援プログラムも提供する。
- 具体的には、初年度に地域課題の把握と整理、2年目に支援体制の構築への助言、3年目に地域課題の解決に向けた取組み、といった段階を踏んだ支援手法を取り入れ、市町村の歩みに合わせたコンサルテーションを実施する。

6. 家族支援について

- 平成28年度8月施行の改正発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、「発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援」を適切に行うよう努めることが明記された。
- また、より身近な地域で家族支援を受けられるよう、対象地域が市区町村に拡大された。



家族支援の重要性

発達障がい児の親は日常的に育児ストレスを抱え、抑うつ傾向が高い

発達障がいをもつ子どもの育てにくさ、育児困難は虐待のリスクを増大させる要素であると指摘されてきた。被虐待児の**54%**がなんらかの発達障害を有するという報告もある。※

周囲（家族等）の不適切な関わりや無理解は二次的な問題を誘発する。



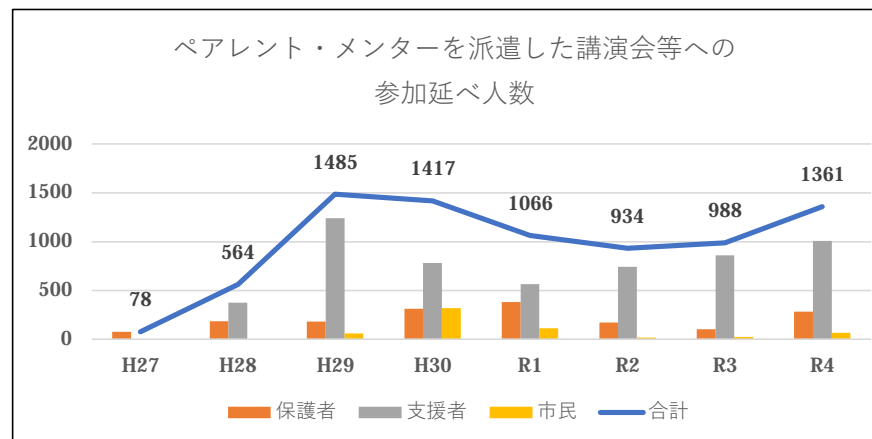
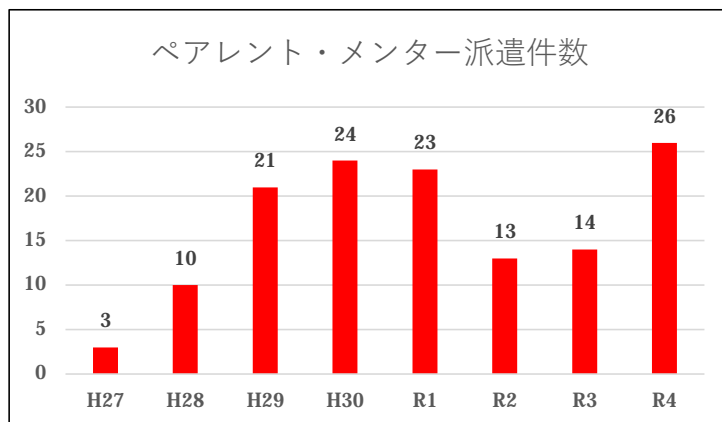
身近な地域で家族の気持ちに寄り添った支援を行うことが必要

※ペアレント・プログラム事業化マニュアル（平成27年度障害者支援状況等調査研究事業）より

現在の府の取り組み（ペアレント・サポート事業）

ペアレント・メンター事業

- 平成**26**年度よりペアレント・メンターの養成を行い、平成**27**年度から派遣を実施。
- ペアレント・メンターは下記①～③の場において、子育てに関する経験談の紹介や、保護者の視点で発達障がいとその支援に関する情報提供を行う。
 - ① 大阪府及び市町村等（市町村立の児童発達支援センターや教育関係機関等を含む。以下、「市町村等」という。）が実施する、発達障がいの啓発や家族支援を目的とした研修・講演会等
 - ② 大阪府及び市町村等の事業として実施する、ペアレント・トレーニング等
 - ③ その他の事業
- 令和**4**年度の派遣数は**26**件と過去最多となり、地域支援力向上事業とのコラボなど、活躍の幅が広がっている。



ペアレント・トレーニング（以下ペアトレ）、ペアレント・プログラム（以下ペアプロ）

● 市町村におけるペアトレ、ペアプロ等家族支援の実施状況（令和4年度）

	ペアトレ	ペアプロ	その他
市	20	8	15
町村	3	2	3

トリプルPなどの子育てプログラム、親対象のグループカウンセリング・勉強会、座談会（交流会）など

● ペアトレ、ペアプロフォローアップ研修（R3～R5）

概要

ペアトレ、ペアプロに取り組む市町村を支援するため、過去に府の実施者養成研修を受講した市町村職員を主な対象としてフォローアップ研修を実施。講師の講義によりペアトレ、ペアプロについてより理解を深めるとともに、実施上の悩み、疑問、工夫について参加者同士での情報交換を行う。

※フォローアップ研修参加者数

	R3	R4
ペアトレ	18名（9市2町）	20名（12市1町）
ペアプロ	11名（7市1町）	15名（10市1町）

課題

- 養成研修受講者の異動・退職等によりスタッフの確保やスキルの蓄積に課題がある。
- 基本の枠組みと、各市町村の職員体制や親のニーズのミスマッチにより、継続的な事業構築が難しい可能性がある。

参加者（市町村）の声

<感想>

- ペアトレ、ペアプロの流れを再確認できた。
- 「私がした事は間違っていなかった」という自信になりました。
- 色々な市の話が聞けて大変参考になった。

<市町村の課題>

- 研修を受けた職員の異動（退職）が多く、スタッフの確保が難しい。
 - 継続的に事業を実施する方法
 - 職場内の理解を得ること、関係各課との連携
 - 参加人数の伸び悩み
- など

今後の方向性

- 市町村は、府内のすべての地域においてペアトレ、ペアプロ等の家族支援を受けられるよう、体制整備に努める。
- 大阪府は、各市町村でより持続可能な形で事業が実施されるよう、これまでのペアレント・プログラム等フォローアップ研修事業を、より伴走型の事業にリニューアルし、バックアップを継続する必要がある。

令和6年度以降の大阪府の取り組みの方向性

家族支援の実施主体となる市町村を後押しするため、①家族支援に関する基礎知識の伝達や、②事業化に向けた具体的なアドバイスを個別に行い、身近な地域で家族支援が実施されるよう支援する。

※予算協議未（国庫補助の活用を想定）

①ペアトレ／ペアプロ マッチングセミナー

<実施時期>

春頃(市町村予算要求時期まで)

<対象>

市町村関係課の管理職等

<内容>

- ペアトレ、ペアプロの概要説明、体験ワーク等
- 他市町村の好事例共有
- 個別相談会



②市町村へのアドバイザリー派遣

<実施時期>

6月～3月

<対象>

より個別に具体的な事業設計の支援を希望する市町村

<内容>

- 市町村にアドバイザリーを派遣。市町村の状況に応じて、ペアトレかペアプロを選択。アドバイザリーに相談しながら実施の枠組みや実施者の養成も含め、持続可能な事業形態を検討する。

※好事例は翌年のセミナーで共有

国の地域生活支援促進事業補助金を活用し、大阪府が予算確保
(セミナー講師及びアドバイザリーの報酬・旅費、テキスト代、会場費等)

7. 第2回大阪府発達障がい児者支援体制整備検討部会について

◆今後の予定等

- ・ 日時：令和6年2月頃を予定 ※9月～10月頃に事前の日程調整をさせていただく予定
- ・ 場所：未定

◆検討予定の項目

「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」終了後の発達障がい児者支援について

- ・ 発達障がい児者支援に関する府の今後の取組みについて報告

市町村の取組状況について

- ・ 今後実施する市町村アンケートの結果に基づく市町村の発達障がい児者支援の取組状況や課題等について報告

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者基本計画 〔内閣府〕		第4次計画(H30-R4)											
大阪府 地域福祉支援計画 〔福祉部 地域福祉推進室〕		第4期計画(R1-R5)											
大阪府 障がい者計画 〔福祉部 障がい福祉室〕	第4次計画(後期計画)(H24-R2)				★ 第5次計画(R3-R8)								
大阪府 障がい福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕		第5期(H30-R2)			第6期(R3-R5)		第7期(R6-R8)			第8期(R9-R11)			
大阪府 障がい児福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕		第1期(H30-R2)			第2期(R3-R5)		第3期(R6-R8)			第4期(R9-R11)			

8. その他今後注視すべき事項等について

◆発達障がい児者（疑いのある方を含む）をとりまく下記の事項について、国の動向等を注視していく

